

2020年4月6日

投資信託にかかる二重課税調整制度の開始のお知らせについて

平素は北伊勢上野信用金庫に格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

このたび、2020年1月1日以後に支払われる公募投資信託の分配金については、二重課税調整制度が導入されておりますのでお知らせいたします。

記

1. 制度概要

外国資産へ投資する公募投資信託については、当該投資から得た配当等に対して、外国で所得税（外国税）が課せられていますが、この場合も、公募投資信託が国内で投資家に分配金を支払う際、源泉徴収により所得税等が課せられていました（二重課税）。この二重課税について調整を行うべく、平成30年度税制改正において、分配金支払時に販売会社が源泉徴収する税額から、当該外国税を控除可能とする制度が創設され、2019年度税制改正において、その計算方法等にかかる実務の見直しが行われました。

2. 対象となる取扱ファンド

商品分類が「国内」以外の全取扱ファンド

3. 別添資料

投資信託にかかる二重課税調整制度の開始のお知らせ

以上

北伊勢上野信用金庫
登録金融機関 東海財務局長(登金)第34号

(本件に関するお問合せ先)

業務支援部 廣山 川村 TEL 059 - 354 - 9971